

現場代理人の常駐義務緩和について

管 理 課

1 経緯

現場代理人の兼務については、工事現場で実際に作業等が行われている期間においては、他の工事の兼務を認めておらず、手持ち工事が稼働していない場合において、一定条件の下、稼働している他工事の現場代理人を兼務することができることとしている。

2 今回の特例措置

○対象工事

県が発注する工事

○要件

次に掲げる全ての要件を充足した場合に限り、現場代理人が稼働している2つの工事現場を兼務できるものとする。

- (1) それぞれの工事の当初請負金額が、3,000万円未満であること
- (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること
- (3) 兼務できる工事は2件であること（3件以上の現場代理人にはなれない。）
- (4) 兼務できる工事は、国、市町村も含む。
- (5) 兼務できる工事は、工事現場の相互の間隔が概ね10km以内の範囲
- (6) 発注者又は監督員が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応を行う
- (7) 兼務する現場代理人は、必ず兼務しているいずれかの工事現場に常駐するものとし、他の工事現場についても1日1回以上巡回し、現場管理等にあたること
- (8) 現場代理人は、受注者と直接的な雇用関係にあること

○適用方法

現場の安全性が特に重視されるなど、工事現場の状況により現場代理人の兼務を認めない場合は、入札公告又は特記仕様書において明示する。

○適用期間

平成31年5月7日以降に入札公告等を行う工事に適用し、当分の間の運用とする。なお、同年5月6日以前に入札公告等を行った工事についても、兼務の申請を認める。

施工箇所が点在する工事の間接費の積算の適用拡大について

技術企画課

1 経緯

施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれ発生するなど、積算額と実際にかかる費用に乖離があるため、施工箇所が複数あり、施工箇所が1km程度を超えて点在する場合は、間接工事費を箇所毎に算出する施工箇所点在型積算を平成28年4月から導入している。

2 今回の特例措置

○対象工事

公共三部が発注する工事。ただし、建築工事及び通年維持工事等を除く。

⇒現行と同様

○適用条件

施工箇所が複数あり、施工箇所が1km程度を超えて点在する場合

⇒施工箇所が複数あり、施工箇所が1km程度に満たなくても、建設機械を複数箇所に運搬する場合や交通規制等がそれぞれ発生する場合

○適用方法

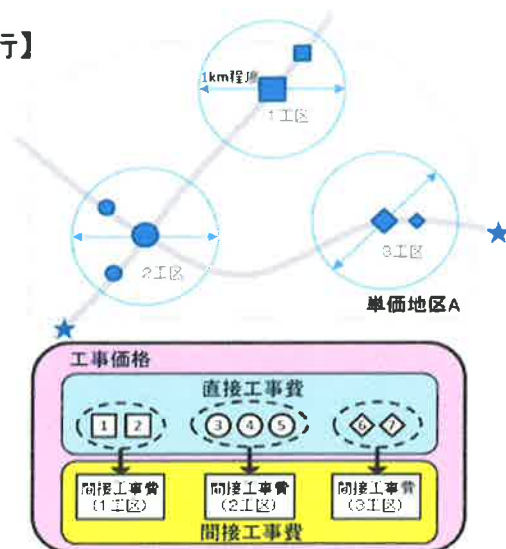
入札公告等に記載する。

○適用期間

平成31年5月7日以降に入札公告等を行う工事に適用し、当分の間の運用とする。

3 参考

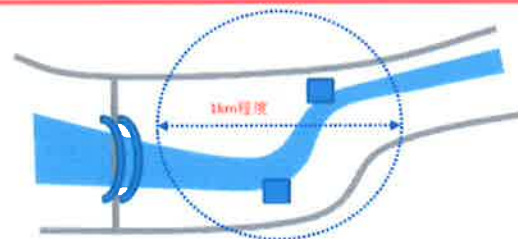
【現行】



・直近の施工箇所が1km程度以上離れている場合は、別箇所として積算する。

【今回の特例措置】

・地域における交通環境を十分に考慮した際に、点在箇所の間隔が1km程度に満たなくとも、建設機械を複数箇所に運搬したり、交通規制等が複数箇所が発生したりするなど、異なる施工箇所として見なすことが適当と考えられる場合には、共通仮設費、現場管理費を箇所毎に算出する。



・直近の施工箇所が1km程度以上離れていない場合でも別箇所として積算する。

余裕期間制度の活用拡大について

技術企画課

1 経緯

県では、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図り、発注及び施工時期の平準化に寄与することを目的として、工事開始前に建設資材や技術者及び労働者の確保等の準備を行うための余裕期間を設定する工事の試行を平成28年1月に開始し、平成29年4月から本格運用している。

2 今回の特例措置

○対象工事

公共三部が発注する工事のうち、次に掲げる基準を満たし発注機関の長が選定するもの。（現行どおり）

(1) 当該年度内（翌債等が設定済みの場合は当該期間内）に全体工期を確保できる工事

(2) 余裕期間を設定しても、供用予定開始時期や河川工事等における適切な施工開始時期に影響を及ぼさない工事

○余裕期間の設定可能範囲

現行：3ヶ月を超えない範囲で工事の開始時期を設定

⇒当分の運用：4ヶ月を超えない範囲で工事の開始時期を設定

○発注方式

発注者指定方式、任意着手方式（いずれも現行どおり）

○適用方法

入札公告及び特記仕様書に記載する。

○適用期間

平成31年5月7日以降に入札公告等を行う工事に適用し、当分の間の運用とする。

3 参考

■余裕期間制度

①「発注者指定方式」：余裕期間内で実工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」：受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式

